

青森県報

号外第百五号

平成二十九年
十二月十五日
(金曜日)

目 次

訓 令

○技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令……(人事課)…
人事委員会

○人事委員会規則七―二〇五(平成二十九年改正条例の施行に伴う平成二十七年改正条例附則第四項から第六項までの規定による給料の特例)……(職員課)…
○人事委員会規則七―三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則……(同)…
○人事委員会規則七―六二(初任給調整手当)の一部を改正する規則……(同)…
○人事委員会規則七―八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則……(同)…

訓 令

青森県訓令甲第十九号

序 中 一 般
出 先 機 関

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令

第一条 技能職員等の給与に関する規程(昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「百分の七十七・五」を「六月に支給する場合には百分の七十七・五、十二月に支給する場合には百分の九十二・五」に改める。

附則第六項中「203,900」を「204,300」に、「214,400」を「214,800」に、「222,400」を「222,800」に、「234,400」を「234,800」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二(第二条、第五条、附則第六項関係)

技 能 職 等 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	給料月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	128,900	180,300	202,000	249,100	278,400	
2	129,800	181,800	203,400	250,300	280,300	
3	130,800	183,300	204,800	251,400	282,100	
4	131,700	184,800	206,100	252,600	283,900	
5	132,700	186,100	207,400	253,500	285,700	
6	133,700	187,600	208,800	254,800	287,500	
7	134,700	189,000	210,200	255,900	289,200	
8	135,700	190,300	211,600	257,100	291,000	
9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,600	
10	137,500	192,900	214,600	259,300	294,400	
11	138,500	194,200	216,200	260,500	296,100	
12	139,600	195,300	217,600	261,700	297,900	
13	140,400	196,500	218,900	262,700	299,400	
14	141,400	197,600	220,400	263,800	301,100	
15	142,400	198,700	221,900	264,800	302,700	
16	143,400	199,800	223,200	265,800	304,200	
17	144,500	200,900	224,100	266,900	305,700	
18	145,700	202,000	224,900	268,100	307,300	
19	146,900	203,000	225,800	269,200	308,900	
20	148,100	204,000	226,800	270,100	310,600	
21	149,200	205,000	227,700	271,100	311,700	
22	150,400	206,100	229,200	272,200	313,100	

23	151,600	207,200	230,500	273,300	314,500	74	212,500	254,000	285,100	312,700	360,400
24	152,800	208,200	231,600	274,300	316,000	75	213,000	254,500	285,900	313,200	360,900
25	154,000	209,100	233,100	275,200	317,200	76	213,800	255,000	286,700	313,600	361,400
26	155,500	210,000	234,400	276,300	318,700	77	214,000	255,400	287,300	313,800	361,800
27	157,000	210,700	235,700	277,400	320,100	78	214,700	255,800	287,800	314,100	
28	158,500	211,600	237,000	278,500	321,500	79	215,200	256,300	288,300	314,400	
29	159,900	212,500	238,000	279,400	323,100	80	215,800	256,800	288,700	314,700	
30	161,400	213,700	239,200	280,500	324,300	81	216,500	257,100	289,100	315,000	
31	162,900	214,700	240,500	281,500	325,600	82	217,000	257,400	289,500	315,300	
32	164,400	215,600	241,700	282,500	326,800	83	217,600	257,700	290,000	315,600	
33	165,900	216,300	242,800	283,300	327,900	84	218,300	258,000	290,500	315,900	
34	167,700	217,500	244,100	284,200	328,800	85	218,900	258,200	290,900	316,100	
35	169,500	218,600	245,200	285,100	329,900	86	219,400	258,400	291,500	316,500	
36	171,300	219,800	246,400	286,200	331,000	87	219,900	258,700	292,100	316,800	
37	173,100	220,500	247,700	286,800	332,100	88	220,600	259,000	292,700	317,000	
38	174,800	221,700	248,900	287,700	333,200	89	221,100	259,200	293,000	317,200	
39	176,500	222,900	250,200	288,600	334,200	90	221,700	259,400	293,500	317,500	
40	178,200	224,000	251,500	289,500	335,200	91	222,300	259,800	294,000	317,800	
41	179,800	224,900	252,500	290,200	336,200	92	222,800	260,000	294,400	318,100	
42	181,200	226,100	253,800	291,200	337,200	93	223,200	260,300	294,800	318,300	
43	182,600	227,100	254,900	292,200	338,200	94	223,700	260,700	295,300	318,600	
44	184,000	228,200	256,200	293,100	339,200	95	224,200	261,000	295,800	318,900	
45	185,500	229,300	257,100	293,800	340,100	96	224,700	261,300	296,300	319,100	
46	186,900	230,400	258,200	294,700	341,100	97	225,200	261,500	296,600	319,300	
47	188,300	231,500	259,400	295,600	342,100	98	225,700	261,800	297,000	319,600	
48	189,700	232,500	260,400	296,500	343,100	99	226,200	262,000	297,500	319,900	
49	191,000	233,500	261,600	297,200	344,000	100	226,700	262,300	298,000	320,100	
50	192,200	234,600	262,800	297,800	344,900	101	227,100	262,600	298,400	320,300	
51	193,300	235,700	264,000	298,500	345,800	102	227,600	262,800	298,800	320,600	
52	194,500	236,900	264,900	299,300	346,600	103	228,200	263,100	299,100	320,900	
53	195,600	238,000	265,900	299,900	347,400	104	228,800	263,400	299,400	321,100	
54	196,700	239,000	267,000	300,700	348,200	105	229,200	263,600	299,700	321,300	
55	197,800	239,900	268,200	301,400	349,000	106	229,700	263,800	300,100	321,600	
56	198,900	240,700	269,400	302,100	349,700	107	230,000	264,100	300,500	321,900	
57	200,000	241,600	270,200	302,800	350,400	108	230,400	264,300	300,900	322,100	
58	201,000	242,600	271,200	303,500	351,200	109	230,600	264,600	301,200	322,300	
59	202,000	243,600	272,300	304,300	352,000	110	231,000	264,900	301,600		
60	203,000	244,500	273,300	305,000	352,700	111	231,500	265,200	302,000		
61	204,100	245,400	274,400	305,600	353,400	112	232,000	265,400	302,300		
62	205,000	246,300	275,500	306,300	354,100	113	232,200	265,600	302,500		
63	205,900	247,200	276,300	307,000	354,800	114	232,700	265,900	302,800		
64	206,800	248,100	277,400	307,700	355,500	115	233,200	266,100	303,100		
65	207,500	248,900	278,200	308,200	356,100	116	233,700	266,300	303,300		
66	208,300	249,700	279,000	308,700	356,600	117	234,000	266,600	303,500		
67	209,000	250,500	279,800	309,300	357,100	118	234,400	266,900	303,800		
68	209,800	251,200	280,600	309,900	357,600	119	234,800	267,200	304,100		
69	210,200	252,000	281,300	310,500	358,000	120	235,200	267,500	304,300		
70	210,800	252,600	282,100	310,900	358,500	121	235,600	267,900	304,500		
71	211,100	253,000	282,900	311,400	359,000	122		268,200	304,800		
72	211,700	253,400	283,600	311,900	359,500	123		268,500	305,100		
73	211,900	253,600	284,400	312,200	359,900	124			305,300		

再任用
職員以
外の職
員

別表第七の二の医療職給料表(一)降格時号給対応表中

106
108
110

に、

83
86
89
92
96
100
105

を

84
88
92
96
99
102
106

に改める。

50
53
56
59
62

を

51
55
59
63

別表第七の二の研究職給料表降格時号給対応表中

125
125

に改める。

97
98
99
100
103
106
109

を

98
100
102
104

別表第七の二の教育職給料表(一)降格時号給対応表中

136
141
146
151

に改める。

102
108
114
120
122
124

を

103
110
117
124

別表第七の二の教育職給料表(一)降格時号給対応表中

117
122
127
132
138
144
150

を

118
124
130

に改める。

別表第七の二の医療職給料表(二)降格時号給対応表中

64
65
66
67

に改める。

57
58
59
60
62
64
66

を

58
60
62

別表第七の二の医療職給料表(三)降格時号給対応表中

101
102
103
104
109
114
119

を

102
104
106

附 則

1 (施行期日)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七―三九(初任給、昇格、昇給等の基準)(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成二十九年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の人事委員会規則七―三九(初任給、昇格、昇給等の基

準) (以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員の場合、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

人事委員会規則七―六二(初任給調整手当)の一部を改正する規則をここに公布す

平成二十九年十二月十五日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七―六二(初任給調整手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七―六二(初任給調整手当)の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。

別表 (第六条関係)

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員 円	3 項職員 円
	1種 円	2種 円	3種 円	4種 円	5種 円		
1年以上2年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	45,000
2年以上3年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	45,000
3年以上4年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	45,000
4年以上5年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	45,000
5年以上6年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	45,000
6年以上7年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	48,900	45,000
7年以上8年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	47,100	45,000
8年以上9年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	45,300	45,000
9年以上10年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	43,500	45,000
10年以上11年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	41,700	37,500
11年以上12年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	39,900	30,000
12年以上13年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	38,100	22,500
13年以上14年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	36,300	15,000
14年以上15年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	34,900	
15年以上16年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	33,500	
16年以上17年未満	409,900	364,400	305,000	248,300	182,900	32,100	
17年以上18年未満	405,500	360,400	301,700	245,700	181,300	30,700	
18年以上19年未満	401,100	356,400	298,400	243,100	179,700	29,300	
19年以上20年未満	396,700	352,400	295,100	240,500	178,100	27,900	
20年以上21年未満	392,300	348,400	291,800	237,900	176,500	26,500	
21年以上22年未満	372,900	331,500	278,000	225,900	167,300	25,900	
22年以上23年未満	353,100	314,300	264,000	214,000	157,500	25,300	
23年以上24年未満	333,800	297,600	250,500	202,000	148,400	24,300	
24年以上25年未満	314,400	280,700	236,600	190,200	138,700	23,700	
25年以上26年未満	294,900	263,800	222,900	178,400	129,500	23,100	
26年以上27年未満	272,200	243,000	205,300	164,000	118,500	22,500	
27年以上28年未満	250,000	222,600	188,200	149,700	108,100	21,900	
28年以上29年未満	227,600	202,200	170,900	135,400	97,800	21,100	
29年以上30年未満	204,800	181,400	153,300	121,100	86,800	20,800	
30年以上31年未満	180,000	159,500	135,300	106,100	76,200	20,400	
31年以上32年未満	155,100	137,600	117,000	91,300	65,100	19,800	
32年以上33年未満	130,500	115,900	99,100	76,100	54,700	18,900	
33年以上34年未満	92,400	84,000	73,100	57,000	40,500	18,000	
34年以上35年未満	57,100	54,200	48,800	38,600	27,300	17,300	

備考

- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、1項職員及び2項職員にあつては採用の日又は第4条第1号若しくは第2号の職員となつた日以後の期間、3項職員にあつては獣医師免許を取得した日以後の期間を示す。
- この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは、同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは、同項第5号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七一六二（初任給調整手当）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

人事委員会規則七一八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月十五日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七一八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則

第一条 人事委員会規則七一八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「百分の九十六以上百分の百五十五」を「百分の百十二以上百分の百八十五」に、「百分の百二十二以上百分の百九十五」を「百分の百三十六以上百分の二百二十五」に改め、同項第二号中「百分の八十五以上百分の九十六」を「百分の百・五以上百分の百十二」に、「百分の百八以上百分の百二十二」を「百分の百二十一・五以上百分の百三十六」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の七十四・五」を「百分の八十九・五」に、「百分の九十四・五」を「百分の百九・五」に改める。

第十四条の二第一項中「百分の三十七・五」を「百分の四十二・五」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十二・五」に改める。

第二条 人事委員会規則七一八〇の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「百分の百十二以上百分の百八十五」を「百分の百三・五以上百分の百七十」に、「百分の百三十六以上百分の二百二十五」を「百分の百二十七・五以上百分の二百十」に改め、同項第二号中「百分の百・五以上百分の百十二」を「百分の九十三以上百分の百三・五」に、「百分の百二十一・五以上百分の百三十六」を「百分の百十四以上百分の百二十七・五」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の八十九・五」を「百分の八十二」に、「百分の百九・五」を「百分の百二」に改める。

第十四条の二第一項中「百分の四十二・五」を「百分の四十」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の人事委員会規則七一八〇（期末手当及び勤勉手当）の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭